

大阪市P C B廃棄物処理事業監視会議開催要綱

(目的)

第1条 日本環境安全事業株式会社が大阪市において行うポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「P C B廃棄物」という。）の処理事業を監視するため、大阪市P C B廃棄物処理事業監視会議（以下「会議」という。）を開催する。

(議事)

第2条 会議の議事項目は、次のとおりとする。

- (1) P C B廃棄物処理施設の操業に関すること
- (2) P C B廃棄物処理事業に係る環境監視に関すること
- (3) P C B廃棄物等の収集運搬に関すること
- (4) 前各号に掲げるもののほか、P C B廃棄物処理事業に係る安全を確保し、及び生活環境を保全するために必要な事項

(会議の委員)

第3条 会議の委員は、前条に掲げる事項に関する学識経験を有する者の中から市長が委嘱する。

(座長)

第4条 会議の座長は、委員の互選により定める。

- 2 座長は、会議の議事を進行する。
- 3 座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、市長が招集する。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、委員以外の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 3 会議は、公開により行うものとする。

(開催期間)

第6条 会議の開催期間は、日本環境安全事業株式会社が大阪市において行うP C B廃棄物の処理事業の終了までとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、平成 15 年 9 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 8 月 23 日から施行する。